

# 社会福祉職の業務について

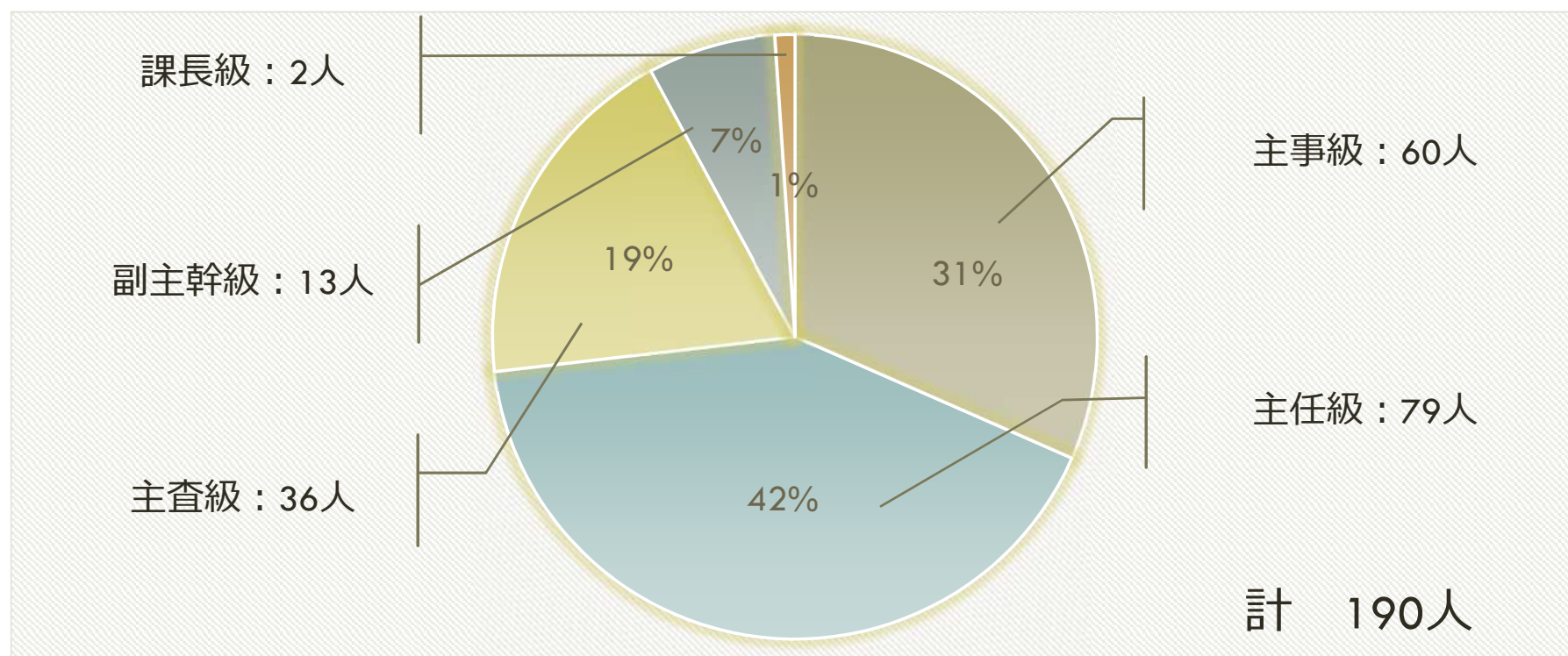
相模原市職員採用セミナー

# 本日の予定

- ・ 自己紹介
- ・ 社会福祉職について
- ・ 従事してきた業務について
- ・ 行政の社会福祉職を目指すに当たり
- ・ 最後に

社会福祉職について |

# 社会福祉職の職員数・職位割合



令和5年2月1日時点

# 社会福祉職の主な配属先

## 健康福祉局

地域包括ケア推進課      福祉基盤課      介護保険課      障害者更生相談所  
精神保健福祉課      精神保健福祉センター      高齢・障害者福祉課  
高齢・障害者支援課      各高齢・障害者相談課、福祉相談センター  
各区生活支援課

## こども・若者未来局

児童相談所（総務課、相談支援課、養護課）      各区子育て支援センター  
こども家庭課      発達障害支援センター      医療型児童発達支援センター  
療育相談室

## 教育局

青少年相談センター

## 総務局

人事・給与課

# 従事してきた業務について

～生活支援課編～

# 生活保護のケースワーカー

日本国憲法 第25条

「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

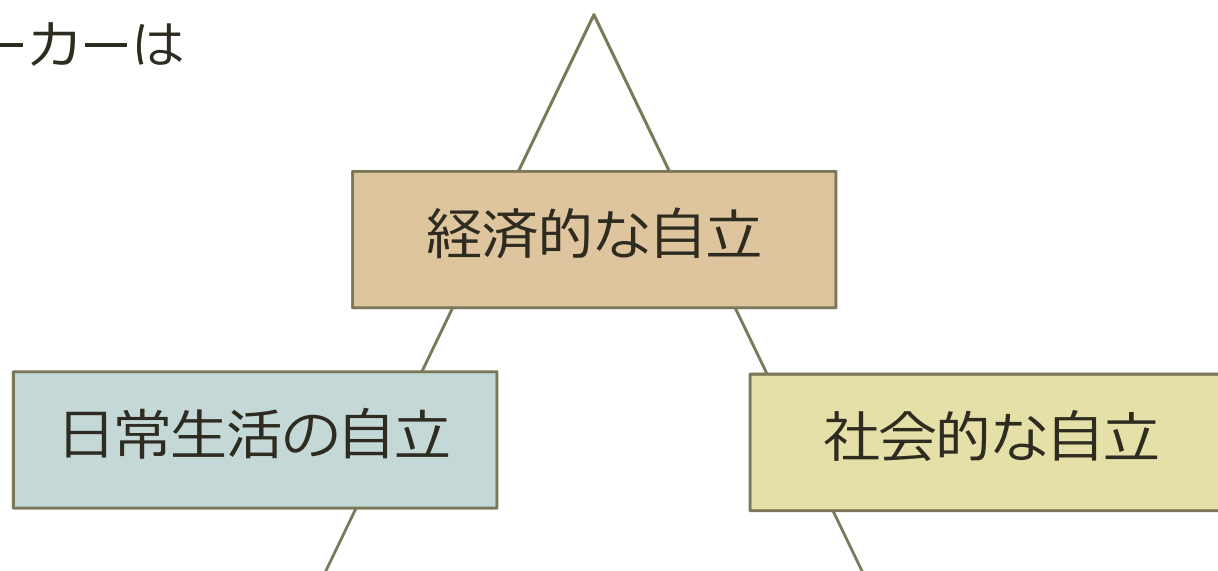


生活保護とは、

「生活に困窮するすべての国民に対し、**健康で文化的な生活水準の保証と自立の助長**を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度」

# 生活保護のケースワーカー

ケースワーカーは



に向けて支援を行います



# 生活保護のケースワーカー

相談の対象者は

世帯の生活を支えている人の病気やケガなどで世帯収入が減ったり、医療費がかかったりして生活にお困りの方



# 生活保護のケースワーカー

主な業務（一例）



# 生活保護のケースワーカー

## 特徴

生活保護法に沿って業務遂行していくことから、受給者との面談・訪問の設定や病状の確認、受診勧奨等について動きやすい

ケースワーカーは行政職と事務職とで構成されている

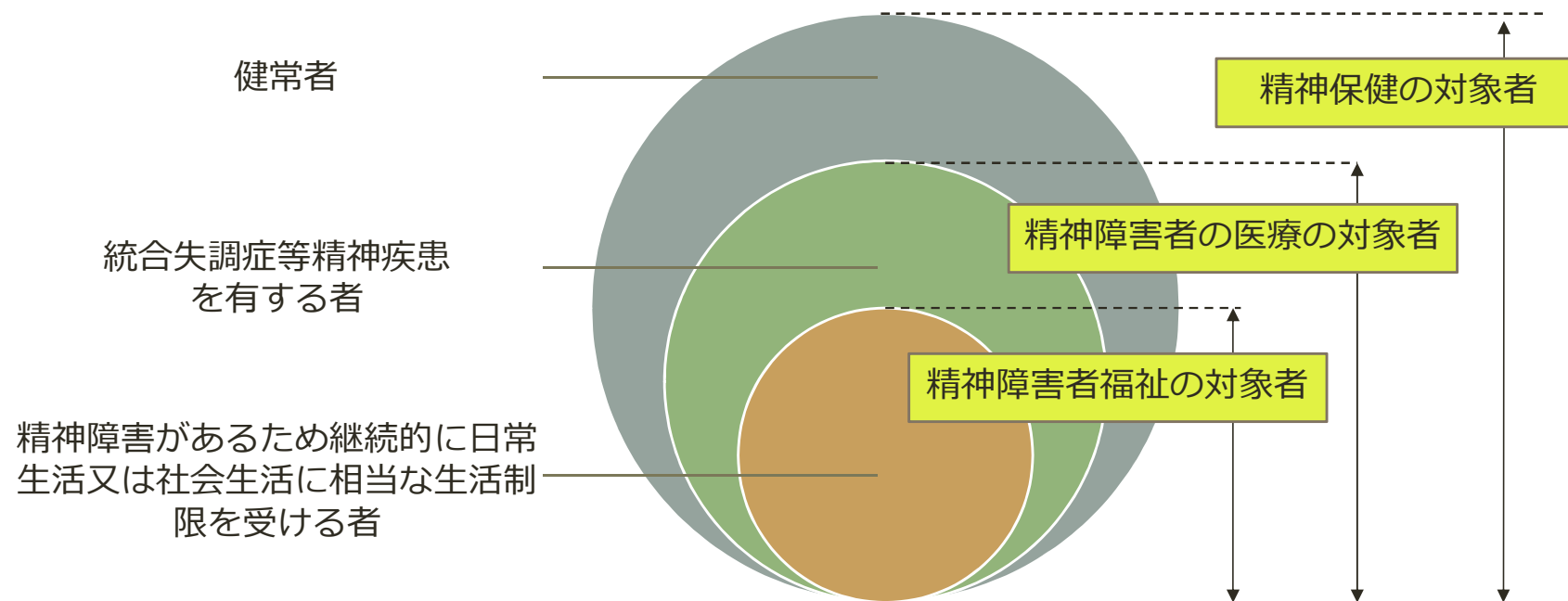
(実はケースワーカーのうち社会福祉職が占める割合は2割程度)

# 従事してきた業務について

～高齢・障害者相談課編～

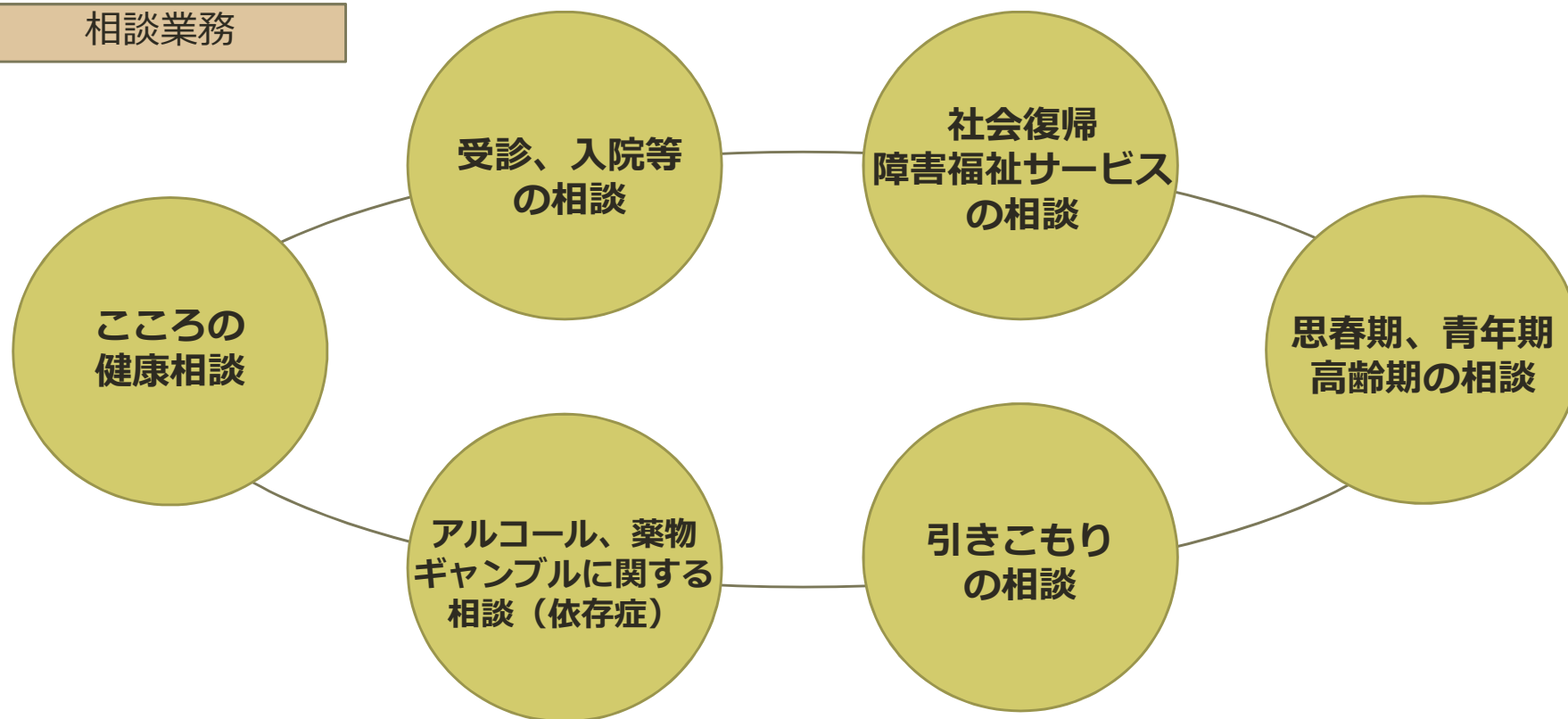
# 精神保健のケースワーカー

精神保健福祉相談の対象者とは



# 精神保健のケースワーカー

相談業務



# 精神保健のケースワーカー

## 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき

その人らしい地域生活をおくれるよう、  
「その人にとっての自立」を目標に様々なサービスを支給決定します

### <主なサービス>

- ・ 居宅介護（調理・掃除・買い物・通院等）
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 就労移行支援、就労継続支援、自立訓練（日中活動や就労に向けて）
- ・ 地域移行支援（入院者の退院支援）

・・・etc

## 事務業務

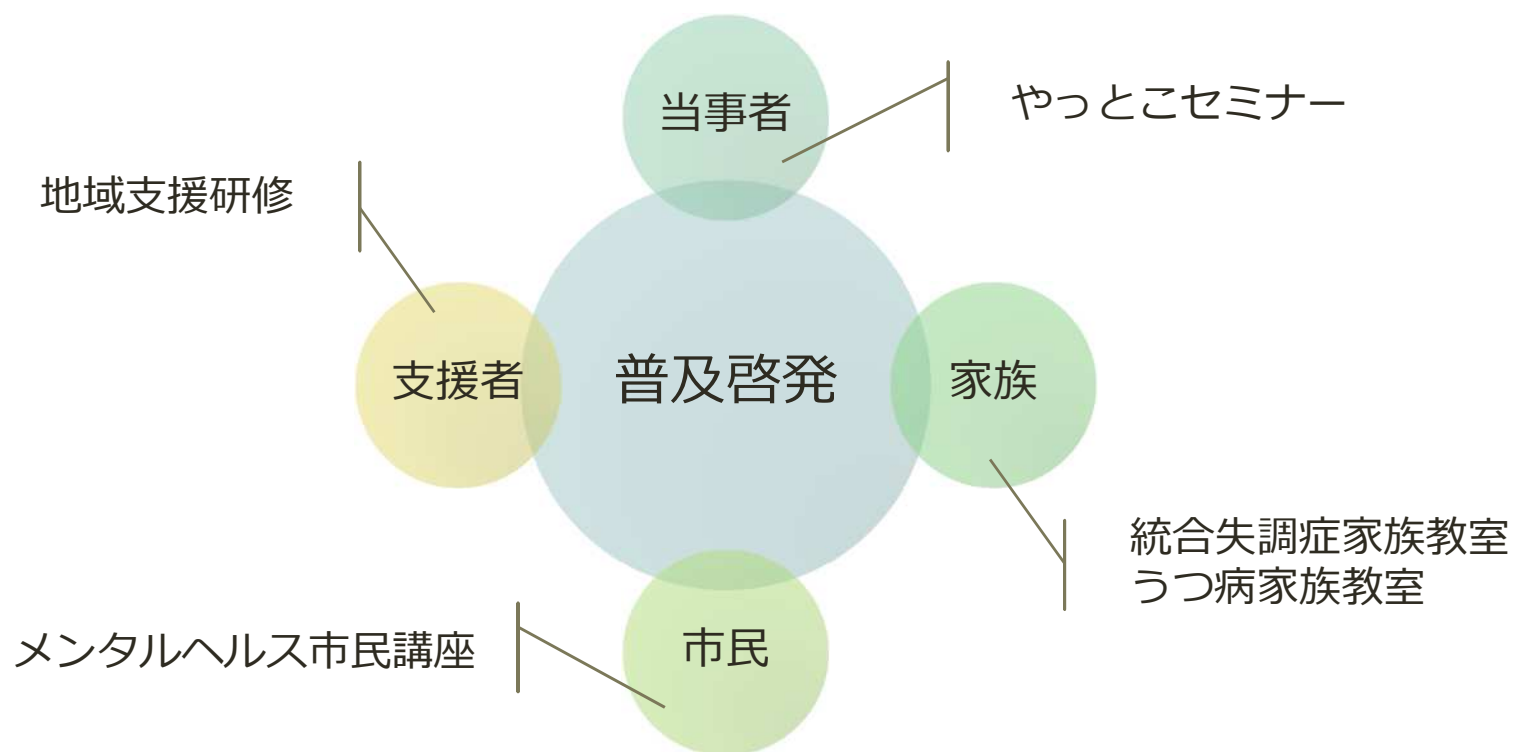
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の受付、交付
- ・ 自立支援医療（精神通院医療）の受付

## その他

- ・ 精神保健相談

# 精神保健のケースワーカー

相談業務以外にもこんな業務も行っています





# 精神保健のケースワーカー

## 特徴

- ・ 相談業務において、

**強制力**（当事者を無理やり病院に連れていく、施設へ入所させる等）がない

➡ どのように当事者へアプローチしていくかを十分に検討して対応していく必要あり

- ・ 各関係機関と情報共有しながら支援体制を構築することで、その人らしい地域生活に向けてコーディネートできる
- ・ 「精神疾患」に対しての正しい理解を深め適切な対応が取れるよう、当事者や家族、支援者、市民に対して普及啓発が行える

## 2つの配属先を経験して

所属によって

- ・対象者の範囲
- ・支援実施における法的権限
- ・求められる知識の幅
- ・関係機関との連携・調整 etc

が異なる

自身の所属において、  
**できること・できないこと**  
を明確にする



どのような**アプローチ**がとれる  
のか、**所属における支援の強み**  
を見つけていく必要あり

行政の社会福祉職を目指すに当たり

# 行政社会福祉職に求められるもの

福祉文化の創造及び継承の担い手として、社会福祉の向上という視点からの地域づくり、まちづくりを推進すること

全体の奉仕者として、公平性や改革意識、経営感覚などを常に持ち続けながら、社会福祉の専門職として、その専門性を発揮すること

～相模原市社会福祉職人材育成方針より（一部抜粋）～

# 私の考える行政社会福祉職の強み

支援の対象者が限定されない（子ども～高齢者まで）だけでなく、対象者を取り巻く地域づくりにも携わることができる

様々な機関と協働していく上で、行政にしかできないアプローチがある

# 本市の社会福祉職の魅力

行政社会福祉職としてできる仕事の領域が広い

近隣政令指定都市の中では小規模であることでの強み

最後に



皆様から寄せられた質問





# 最後に

是非、私たちと一緒に  
「誰もがすごしやすいまちづくり」を目指してみませんか？

